

講 演

第6回, 第7回国連会議の間における 東欧の犯罪動向と犯罪予防戦略, および1986年から1990年の予測

ブルノン・ホウィスト
米 山 哲 夫 訳

犯罪現象を評価するための枠組

人間行動全般は、社会科学のカテゴリーの中で定義されるものとしては、最も異質性の高い集合体である。行動の諸法則を明らかにしようとする際に、科学はその行動のうちにある偶発的なもの、また極めて独特なものを取り除き、一般的、本質的、かつ重要な契機だけを確認する。結局、人間行動はすべて無数の決定要因が絡みあって成っており、そのうち頭で明瞭なものとして把握できるのは、ある一定のグループにすぎないのである。

この最も異質性の高い集合体の中で特殊な下位集合体が、一定の社会から加害的なものとして認識される行動タイプである。そのようなタイプの行動が、全体として犯罪と定義される。

一定の物質的環境の下での一般的な人間行動の特徴を示すとすれば、それは生物学、心理学、社会学、そして人類学によってもたらされた諸発見の結合といえることができるが、それらが行動に関する一般理論を形成しているのである。犯罪現象の評価は、犯罪学、すなわち犯罪行動に関する一般理論を発展させることを目標とする学問の諸発見を駆使して行われる。

理論上、犯罪現象を特徴づけるとすれば、次のような論点が出てくる。

- a. 社会構造のタイプによって決定される犯罪現象の諸特色
- b. 時と場所によって犯罪現象の発生率に差異をもたらす環境的諸要因
- c. 時と場所によって犯罪現象に差異をもたらす犯罪者群の諸特色
- d. 犯罪現象に独特な諸形態

これらの論点を行為状況に照らして見ると、犯罪現象を特徴づける一般的なパ

ターンが現れてくる。社会関係という領域では、社会主義の諸制度と非社会主義の諸制度との間には根本的な相違がある。犯罪現象を社会システムの諸カテゴリーの中に置くことは、このような集団現象を適切に特徴描写するためには、方法的に絶対に必要なことになってくる。結局、社会構造は社会の中における個々人の「機会構造」の最も重要な決定要因であり、それと同時に、個々人の欲望を実現する能力の決定要因である。

一般的所見

1. 経済発展の関数としての犯罪現象：犯罪学の文献では、特にアメリカにおいて、高度文明が巨大な犯罪現象を生み出すという命題が提出されてきた。日本は例外である。
もしこの命題に十分な根拠があれば、社会主義諸国の犯罪現象のレベルは低いに違いない。しかし、それは事実には符合しない。
2. 経済システムの犯罪原因的現実が闇市を広げる。汚職もまた社会的に危険な現象に属する。数日前、共産党機関紙は、ソビエト軍では汚職が蔓延していると論じた。
3. 外国に対する債務の額が大きな国々、特にユーゴスラビア、ハンガリー、ポーランドでは、それが犯罪現象に影響を及ぼしかねない。
4. 新しい政治の動向（特にソビエト連邦、ポーランド、ハンガリーでは）もまた、犯罪現象の新しい状況を生み出す。犯罪予防対策によってそれらを抑圧することは、特に国家および社会が真っ先にせねばならない仕事の一つになってきている。
5. 科学的調査の結果によると、工業化された諸国家と社会主義諸国家との間の知識の蓄積の違いは、潜在的に、経済的な違いよりもっと深刻である。
6. 我々は、教育および教師や知識人のサラリーの増加に、もっと目を向けるべきである。彼らのサラリーは、一般的に、工場労働者（非専門職）のサラリーよりも少ない。

I. 序 論

第二次世界大戦後、新しく生まれた社会主義国家は、その政治的・社会的制度ばかりでなく、刑罰制度を含む法規範全体を一変させた。こうした変容は、犯罪現象の変化にも重大な影響を与えた。

立法に関して言えば、これら諸国家が模範にしたのは、特に建国第一年目に

は、ソビエトの法律であった。しかしながら、各国は、刑罰立法を含めて、それ独自の社会主義的發展計画を実施してきた。刑罰政策は、公的には、ソビエトの学説から採用した犯罪の階級性という原則に基づいて実施された。しかしながら、実際には、各国がそれぞれに特徴ある（緩厳は様々であるが）刑罰政策を実施してきた。

社会主義国と非社会主義国では犯罪の構成に著しい違いがある。組織犯罪の割合は非社会主義国ほど高くないし、暴力的な犯罪も偶発的な性質の犯罪の中では僅かな部分を占めるに過ぎない。

財産に対する犯罪は、社会主義国の犯罪の構成と変遷を形作る上で決定的な役割を演じている（国によって総犯罪の15%から25%の間）。社会的財産に対する犯罪は、特筆すべき問題である。社会的財産に必須の要素はその共有権である。そのため、中にはそれを“res nullius”として扱い、その権利侵害に対して共同支配者としての権利を認める者もある。

犯罪統計の採り方は、社会主義国の間でも異なる。したがってデータを比較するのは困難であり、不可能であるとさえ言える。この問題はさらに複雑である。と言うのは、社会主義国の総てがデータを公にしている訳ではないからである。そのためデータはしばしば断片的であり、統一するのが困難である。

1980年代に入って、大部分の社会主義諸国で犯罪は目に見えて増加した。せいぜい2、3の国で比較的安定していたに過ぎない。特に、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリーでは増加した。東ドイツ、ソビエト連邦では、犯罪の漸減傾向が見られた。国連犯罪予防・犯罪者処遇第7回会議（1984年、ミラノ）のソビエト連邦代表は、ソビエトの犯罪が10月革命以来3回に渡って減少したと強調した。

II. 1980年から1985年の間における犯罪の変遷と態様、 および刑事司法制度の対応

a. ハンガリー

ポーランドを除いて、犯罪の増加が最も著しかったのはハンガリーである。1980年に記録された犯罪は130,470件に達し、1981年は134,914件、1982年は139,975件、1983年は151,505件、1984年は157,036件であった。このように、1980から1984年の間に20.4%も増加した。人口10万人あたりの記録された犯罪の割合は、1980年の1,218件から1984年の1,470件へと20.7%増加した。

裁判統計はこのことをずっとよく示している。それは有罪人員を示しているからである。その数値は、発覚しなかった犯罪件数が増加しているという事実を物

語っている。

ハンガリーでは、1980年に有罪人員は51,721人に達し、1981年54,130人、1982年54,889人、1983年56,889人、1984年54,424人と推移している。人口10万人に対する有罪人員の割合は、1980年の483人から1984年の511人へと5.8%増加した。

過去10年間にハンガリーでは（人口1100万人）約7万から7万7千件の犯罪が犯された。この数の中には5万5千件（60%）の財産に対する犯罪が含まれている。これらの犯罪はほとんど都市で犯されている（個人財産の窃盗は社会的財産の窃盗の2倍である）。

経済犯罪は特殊な問題になってきているが、その僅かな部分しか発覚していない。投機もまた最近問題になっている。

生命と健康に対する犯罪の場合、1980年まで（社会主義国の中で）殺人の件数が最も多かった（年に500件以上）、ということは指摘するに値する。しかし、刑法典の中の傷害罪と殺人罪の区分をもう少し詳細に見てみると、その数は減少している。すなわち、1980年には390件に達したが、1981年には451件、1982年には357件、1983年には411件になっている。偶発的な殺人が多いが、それらはほとんどがアルコールの影響による家庭内の葛藤によって引き起こされたものである。殺人の中でも特に憎むべきケースでは、原則として死刑が宣告される。

強姦の件数は、1970年代には、著しく増加した（7倍以上）。最近の強姦件数は減少している。すなわち、1980年469件、1981年562件、1982年483件、1983年622件である。

強盗は、それほど急激ではないが、いくらか増加している。すなわち、1980年1,022件、1981年1,213件、1982年1,117件、1983年1,354件である。

他の諸国と較べて、ハンガリーでは犯罪が急激に増加して来ているにもかかわらず、裁判所の政策は変わっていない。1984年に（1978年に成立）刑法典には修正が加えられたので、自由刑は全刑罰中の22～27%を占めるようになった。ハンガリーの自由刑についての詳細なデータを次の表に掲げる。

要するに、自由刑の約65.8%は1年を超えず、約85%は2年を超えなかった。1980年以降有罪人員は増加しつつある。1984年12月31

自由刑の期間	実 数	百分率
6 月以下	4,011	26.8
6 月超 1 月以下	5,838	39.0
1 年超 2 年以下	2,772	18.5
2 年超 3 年以下	1,096	7.3
3 年超 5 年以下	815	5.4
5 年超 8 年以下	314	2.1
8 年超10年以下	35	0.2
10年超12年以下	24	0.2
12年超15年以下	36	0.2
15年超20年以下	2	0.1
無 期	14	0.1
総 数	14,957	100.0

日現在、刑務所には21,046人が収容されている。それらは15,060人（71.5%）の裁判所による有罪判決を受けた者、3,690人（17.5%）の未決拘禁者、1,633人（7.7%）の軽罪で有罪判決を受けた者、663人の重警備施設収容者を含む。

アルコールの影響によって犯された非常に多くの犯罪（例えば1981年には全犯罪件数の34%）との関係で、1984年に、保安処分 of の言い渡しを受けた数百人のアルコール中毒者などにたいして強制治療の制度が適用されたことは指摘するに値する。

日数罰金制度は重要な役割を演じている。しかしながら、国民の収入の増加は裁定される罰金の率の増加に較べて著しく低い。罰金刑は全言い渡し刑の40%を占めている。罰金を支払い期日までに（14日以内）払わない場合は、裁判所が代替自由刑を決定する。しかし、それが適用されるのは稀である。

猶予刑の言い渡しは20%、保護観察は12%である。

特に困難な問題に遭遇したのは、矯正作業刑（全言い渡し刑の4%）を執行する場合であった。この刑罰は、特に労働嫌忌者に対して宣告される。ハンガリーにおける寄生生活の問題は特に重要である。この消極的な（negative）現象との戦いは、特に最近修正された刑法典（1984年）の中に示されている。そこでは次のような修正が行われている。

1. 新しい種類の主刑は悪意の労働嫌忌に対して決定されてきた（6月以上）。この刑罰は厳格な矯正教育労働刑と呼ばれている。その内容は、有罪判決を受けた者に対して決められた場所における労働と、半開放の決められた施設に宿泊することを義務づけることである。収容者は、（労働後の）余暇時間にもみ施設を離れることができる。施設外における交際は、施設の秩序が危険にさらされる時のみ制限しうる。しかし、収容者が彼の義務に著しく違反した場合には、まだ服していない刑の全部または一部を自由刑に振り替えることができる。この刑罰に続いて（以前は自由刑の執行終了後に執行されることになっていたが）、付加刑を宣告することもできる。それは指定地域への滞在禁止である。それは主刑の終了後に始まる。矯正教育労働刑は1年から2年の範囲で宣告しうるが、複数の犯罪に対して、複合刑（aggregate penalty）を宣告する場合には3年にもなりうる。

2. これは継続的な寄生生活様式によって法律の規定する労働嫌忌に陥っている場合にまで拡張されてきた。この場合には犯人が以前に犯罪を犯したことがあるかどうかは関係がない。ハンガリー最高裁判所刑事部の1984年11月の決定の解釈によれば、労働能力があり（男では16歳から70歳、女では16歳から65歳）、その生計を立てる能力が67%以上減少していないにもかかわらず働かない者は寄生生活者と考えることができる。

寄生生活様式は、犯人がどこにも雇われていないか、収入のある労働を何もしない場合を指す。“社会的に危険な寄生生活様式”の発生を決定する第二の絶対的条件は、このような生活様式が犯罪を犯す危険性を構成するという根拠の十分ある仮定である。調査結果は、ハンガリーでは現在、寄生生活様式を採っている市民の約0.4～0.5%が働くことができることを示している。この数の中で、刑事責任を負う者はたった0.07%しかいない。それはこの現象を認識し、証明するのが困難だからである。

3. もう一つ、プロベーション・オフィサーによる対象者の必要的監視を伴うプロベーションの適用が認められてきた。これは、1978年の刑法典が予想したよりもずっと広範囲に適用されている。現在、この方法は、2年の自由刑で処罰可能な犯罪を犯した多くの累犯者を除いて、すべての成人に関して宣告しうる。この方法を適用する際、具体的な刑罰内容は宣告されない。すなわち、それは、1年から3年の期間で執行されるプロベーションの期間中に、対象者が法的命令を順守しない場合に宣告されることになる。もしプロベーションが成功したなら、対象者は処罰されなかったのと同様に扱われる。

1984年の調査結果は、この方法が全有罪確定者の6.2%について執行されたことを示している。

社会的寄生生活と戦うため、1985年7月20日の内務大臣布告で考えられた警察の強制方法が採用されている。すなわち、警察監視、および指定地域への滞在禁止である。警察による強制は2年の期間で命じられ、1年間延長しうる。法は前記の方法に対する裁判所の統制を考慮していない。しかし、この方法が適用された者は、上級の警察機構に訴える権利を有する。

b. チェコスロバキア

チェコスロバキアにおける犯罪の基本的な基準は起訴された者の数である。1980年から1984年までの動向は次の表の通りである。

1980年から1984年の間の起訴人員は、8.4%増加し、人口10万人中の割合では838人から900人に増加した。

年次	起訴された者の数
1980	128, 169
1981	135, 253
1982	139, 220
1983	141, 538
1984	139, 095

裁判所統計を見ると、有罪判決を受けた者の数は1980年92,362人、1981年110,559人、1982年115,633人、1983年119,569人、1984年121,882人に達している。このように、有罪人員の人口10万に対する割合は、1980年から1984年の間に、604人から790へ、すなわち30.8%増加した。

犯罪の構成を見ると、社会または個人の財産に対する犯罪が多い。チェコスロバキアでは、（全起訴人員中）17～19%の者が（人口10万人中142人）これらの犯罪で起訴されている。

1980年から1984年の殺人件数の増加は僅かである。すなわち、1980年190人、1981年199人、1982年201人、1983年223人、1984年210人である。

強姦については、1970年代の初め、チェコスロバキアの強姦件数はすべての社会主義国の中で最も多かった。有罪人員は年に700人にのぼった。1980年から1984年の間では、1980年838人、1981年782人、1982年799人、1983年966人、1984年866人である。

チェコスロバキアの刑罰政策は安定している。最も頻繁に適用される刑罰手段は自由刑である。1980年から1984年のデータは次のとおりである。1980年35,481人、1981年38,648人、1982年40,383人、1983年39,664人、1984年39,252人。自由刑は、とりわけ社会的財産に対する犯罪を犯した者、交通犯罪者（酒酔い運転）、強盗を犯した者、および累犯者にたいして執行される。

宣告刑の数から言って第二のものは、猶予刑である。この刑を宣告された者の数は、1980年25,518人（27.6%）、1981年37,500人（28.5%）、1982年33,205人（29.1%）、1983年34,998人（29.3%）、1984年35,506（29.1%）人に達した。

次は、矯正労働刑である。1980年には有罪人員中24.3%に宣告され、1984年には23.5%に宣告された。罰金刑は有罪人員中約10%に宣告されている。

チェコスロバキアでは、近い将来における刑法、刑事手続法、行刑法の改正が計画されている。それらは比較的軽微な犯罪の非刑罰化を狙ったもので、重罪と軽罪の区分を変更し、指定の職業活動に従事することを禁止する刑の適用を広くし、罰金刑を増やすことにしている。手続法の改正は、とりわけ、予備手続きに関するもので、一方、行刑法に関しては、特に自由刑の執行の多様化が考えられている。

c. ドイツ民主共和国（東ドイツ）

東ドイツにおける犯罪の基本的な基準は拘束力ある決定によって終結された刑事手続きである。この基準によると、犯罪件数は1980年129,270件、1981年122,221件、1982年120,275件、1983年122,656件、1984年119,125件に達した。1980年から1984年の間の犯罪件数の減少は7.8%、人口10万人に対する率は772人から715人に減少した。

特定の犯罪の動向は以下のとおりであった。

しかしながら、有罪件数が最も多いのは社会的財産に対する罪である。1980

罪種	1980	1981	1982	1983
強盗	755	711	830	851
強姦	660	650	649	705
殺人	164	175	143	139

年、東ドイツでは29,585人がこのタイプの犯罪で有罪になったが、その割合は人口10万人中176人に達した。

東ドイツでは、自由刑はすべての刑の40%を占める。宣告される頻度が最も高い自由刑は8月および8月から1年の刑で、それは財産に対する罪の場合には、その損害額が1万マルクを超える時にのみ宣告される。そのほかの刑については、25%が猶予刑、16~18%が罰金刑である。

東ドイツでは、近い将来、刑法および刑事手続法の改正が予想されている。

d. ブルガリア

ブルガリアの犯罪の特徴を述べるのは、統計データを入手できないので非常に難しい。

1984年、人口10万人に対する犯罪件数は289件であった。

有罪人員中0.5%が殺人、1.5%が強姦、1%が強盗、20~25%が社会的財産に対する罪である。

入手し得る書かれた情報によると、ブルガリアでは犯罪が減少して来ていると言いうる。しかしながら、すべての犯罪についてそうだというわけではない。生命および健康に対する罪、品位に対する罪は交通犯罪と並んで増加している。増加傾向は麻薬関連の犯罪（とりわけ若年者の間の）にも見られる。犯罪の大部分は30才までの若者によって犯されている。

ブルガリアにおける刑罰政策は安定しており、しかも厳格であると考えられている。1984年には全有罪人員の76.3%が自由刑に処せられたが、その中には40.8%の刑の執行猶予者が含まれている。

二番目に宣告数が多いのは矯正労働刑である。罰金刑は比較的稀にしか宣告されない。

ブルガリアの刑罰政策の厳格さは、とりわけ次のような所に現れている。すなわち、1978年から1984年の間に、刑務所人口は12~13%も増加し、しかもその中には5年以上の自由刑に服している者が全受刑者の50%もいる。社会的財産に対する罪は特に厳格に扱われる。この犯罪を犯した者は全受刑者の25%を占める。

1980年から1982年にかけて、刑法および刑事手続法にいくつかの改正が行われた。一方で、賄賂罪に対する刑は、財産の没収、居住制限、条件付有罪判決、矯正労働の採用によって加重されてきた。累犯に関する刑罰政策もまた従来より厳しくなった。他方、いくつかの比較的軽微な犯罪は“行政犯”と分類されることによって非犯罪化された。したがって、刑事責任を免れる可能性は広がり、軽微

な犯罪に対する判決は軽減された。

1985年、テロリストによる犯行が起きたこととの関係で、暴力的な犯行の刑事責任に関する諸規定が増やされた。刑事手続きにおいては、地区裁判所の権限が拡張され、自由刑の執行の監視は裁判所の手から検察の手へと移された。

e. ソビエト連邦

ソビエト連邦に関してこのレポートに与えられた情報は、この国が犯罪に関するデータを公表していないことが原因で、極めて限られたもの、断片的なものになっている。

1980年、犯罪に対する闘争の効率化を狙ったいくつかの規定が導入された。それらは、とりわけ“ソビエト連邦の刑事立法の基本ルールの変更と補足”、“ソビエト連邦の一定の法律の変更と補足”、“ソビエト社会主義共和国連邦の刑法典の変更と補足”である。

これらの法律では、小売に関する諸規定違反の刑事責任、および国民に対するサービスの範囲内において行われる労働にたいして市民から違法なサービスを受ける行為の刑事責任が確立された。

さらに、生命と健康に対する犯罪、身体の完全性に対する侵害、家族に対する犯罪に対しては、矯正労働や罰金という形の制裁が増加して来ている。初犯で3年以下の自由刑に処せられた者に対しては執行猶予の可能性が確立された。上記の刑の適用の範囲は、刑法典の100以上の条文をカバーする。そのうえ、刑の執行を猶予するに際して裁判所は、有罪者に損害を賠償すること、労働または学習をすること、居所または学校を変えることを義務付けることができる。有罪者の監視は内務省の機関、労働集団、または指定された者によって行われる。プロベーションの期間が経過した後、裁判所は執行猶予期間中の有罪者の行状を評価し、もし良好であれば、刑を無効とする。もし有罪者が彼の義務を遂行しないなら、自由刑に服させるべく再拘禁する。

国家財産の窃盗および横領、公的地位の乱用の刑事責任にも変化がもたらされた。自由刑の代わりに1年以上2年以下の矯正労働刑を科すことが考えられてきた。

社会的に有用な労働をしない者、アルコール中毒者の数の増加が、犯罪の増加にも影響を及ぼしている。1985年5月、アルコール中毒の対策を強化することを狙った決定がなされた。それは“公共の場所におけるアルコール性飲料の摂取”にたいして行政責任を課すことにしている。そのような場合、当該者は警告を受けるか、罰金を言い渡されるか、20%の減給を伴う1年以上2年以下の矯正労働

を言い渡されるか、15日以下の行政拘留を言い渡される。職場における飲酒に対する制裁も増えている。それには行政罰終了後の懲戒処分を（累積的に）適用する可能性が認められている。

ソビエトでは、薬物乱用も問題になっている。1974年には、薬物乱用対策を強化するための法律が成立した。麻酔性の物質の違法な製造、購入、販売、輸送および発送を、それらを売る意図でした場合には、10年の自由刑に処しうる。集団で、しかも常習的にこのような行為を行った者の場合には、この刑は、財産没収の上、15年にまで加重される。麻酔性の物質の窃盗は独立の犯罪である。これらの物質の単純な窃盗は5年の自由刑に処せられ財産の没収を受ける。情状の重い窃盗、たとえば集団で組織的に暴力をもって行動したような窃盗では、3年以上10年以下の自由刑に処せられ、財産の没収、一定のポストへの就職禁止、いくつかの職務を果たすことの禁止を伴う。この場合には、早期の仮釈放は認められない。

法令は特に情状の重い麻酔性の物質の窃盗（強盗、大掛かりな形で行われた場合、特別に危険な常習者によって犯された場合）もまたカバーしている。この犯罪の形態は、7年以上15年以下の自由刑で処罰しうる。財産没収の宣告は義務的である。

アヘン、インド大麻、その他の麻酔性の物質の違法な栽培は、3年の自由刑に処しうる。もしこの犯罪が情状の重い状況で犯された場合には、刑は3年から8年に重くなる。他人に麻薬の使用をさせた者は、5年以下の自由刑に処せられる。もし犯人が常習者であるか、少年に使用させたか、複数人に使用させたのであれば、刑は10年に加重される。

刑事責任は、麻酔性の物質の製造、販売、統制、転売（turnover）、運搬、発送に関する諸規定を意図的にあるいは非意図的に侵害した者に対しても課せられる。

f. ポーランド

社会主義の制度を建設中の国々における犯罪現象の構造と変動の過程は一定のルールに従っている。ポーランドに関して言えば、犯罪の一般的な分析は、第二次世界大戦後におけるポーランドの刑事司法制度の発展と活動の諸段階とに応じて行われるべきである。

第二次世界大戦後の年月は6つの性質の異なる時代に区分することができる。

最初の区分は1944年から1948年までである。この時代、我が国は戦争の荒廃から急速に立ち直ろうとしていた時期であり、それと同時に、検察と刑事司法制度を含めて、人民主権の構造を確立・強化しつつあった。第二次世界大戦前の時代

以来、現行法には何等重要な変更は加えられて来なかった。法体系の変更は、主に、以前の法律を修正し、その適用の範囲を制限する新しい法律の公布によって行われた。これらの新しい諸法規は、今だ多くの人民主権に対する武装闘争があることを考慮して、新しい制度にとって特に危険な犯罪に対する戦いを目標とするものであった。

第二期は1949年から1955年に至る。この時代、ポーランドでは、6ヶ年計画の中で精密に立てられてた社会主義の基礎を築く時期であった。第二次世界大戦以前の法律と刑事司法制度に根本的な変革が加えられた。変革は、裁判所と検察庁の運営の構造とシステムについて実施された。一定の特別裁判所の廃止に伴い、一般刑事裁判所は以前より広い管轄権を与えられた。経済的悪弊および経済的損失の原因と戦う特別委員会は解散され、一般市民の犯した犯罪については、軍法会議の権限に制限が設けられた。特定の条項は、司法上の要求もあって、実体刑法の分野でまだ残存していた。たとえば、公共の財産や良心と信仰の自由の保護を拡大する必要があったし、投機や流通犯罪などとの戦いを強化する必要もあった。

第三期は1956年から1970年までである。この時代は多くの法典が作成された時代であった。新しい民事法典（実体、手続き）、刑事法典（実体、手続き、執行）が起草され、その後、ポーランド国会（the Sejm）によって採択された。

第四期は1970年に始まり1980年の半ばまで続く。前期に起草され、採択された三つの新しい刑事法典は1970年の初頭に施行された。これは、犯罪と戦い、それを予防する実務にとっては言うに及ばず、全体的な法的変遷にとっても、根本的に重要な発展であった。

第五期は1980年8月に始まった。当時、制度の施行状況に不満をもった労働者階級の行動が、非常に重要な社会的・政治的諸変革をもたらした。それは社会主義国家の新しい発展段階の始まりであったが、計画的な成長と相俟って、社会生活の様々な領域にまで及び、その一部として、その影響を犯罪現象にも及ぼした。

社会的変革の影響が、立法や司法の実務にも及んだことは疑いない。1981年2月、犯罪との戦いの効率化を図り、アルコールの消費を抑え、そして市民の権利と身の安全の保護を厚くするために、多くの行動がとられた。努力の結果、検察と刑事司法機関によって採用されるべき手段を改善し最新のものにするプログラムが実行に移され始めた。こうした諸制度は、我が国の社会規律と法順守とを一層有意義なものにするという仕事の仕上げをするものであった。

第六期は、1984年の戒厳令の抑圧そして社会経済的條件の漸進的安定と関連する。この期の犯罪現象は明らかに減少傾向を示していない。そうになったのは、犯罪現象というものが、長期に亘るネガティブな社会現象の変遷と構造の形成に影響をもつ過程の総体によって決定されるという事実の結果である。犯罪現象に関して何等かの改善が見られ始めたのは1986年になってからである（1985年には総犯罪件数は544,361件だったが、1986年には507,913件になり、6.7%減少した）。

しかしながら、犯罪の動向は好ましい方向に向かっているというような楽観的な結論を出すには、観察期間が余りにも短かすぎる。犯罪学的調査方法から見れば、有効な結論を出すには少なくとも5年間の犯罪統計を分析する必要がある。安定した社会・政治的構造をもった国々では、犯罪の動向の変動は年にせいぜい2%である。もし犯罪統計が12%以上の減少を示したとすれば、それは、主要な社会・政治的な変化が本質的な立法上の変化、すなわち、ある限定された犯罪の訴追数の変化はもとより、記録する犯罪の範囲とその方法の変化によるものである。

ポーランドのすべての犯罪の種類の中で、総合的な分析が行われているのは、社会的な脅威の非常に大きな行為と発生率の高い行為である。

ポーランドの記録された殺人件数は、1962年から1979年の間では年間約500件、1980年から1984年の間では年間約525件であった。1985年には総数671件、1986年には480件になった（28.5%の減少、人口10万人に対する割合では1.23件）。

人口比で測った殺人の発生率は、都会も田舎もほぼ同様である。違いがあるのは殺人の発生率の変化の方向である（都会では殺人件数が増加しているのに対し、田舎では減少している）。

殺人が犯される原因は、財産、嫉妬、復讐が絡んだ、家庭内または隣人との葛藤である。1985年に急激に増加したのは、主に強盗または性的動機と関連した殺人が増えたためだと説明される。これから数年の間にどのような動きを見せるかは解らない。我が国の社会および経済的状況が不安定なら、慣習や道徳規範が侵害され、犯罪的なあるいは粗暴な要素をもった無慈悲な活動が促進されて、葛藤や攻撃が引き起こされる。

傷害を引き起こす加害行為を分析する際には、時期を二つに分けるべきである。すなわち、第一期は1964年から1969年までで、裁判所が1932年刑法典を適用していた時期であり、第二期は新しい刑法典（1970）が施行され始めた時期である。犯罪統計のとり方の変化を考慮すると、1964年から1969年の傷害に関する統計を1970年以降の統計と比較することはできない。1970年から1980年の間の傷害件

数はあまり変わっていない。1980年には9,556件に達した（1979年は9,422件）。1980年から1984年の年平均件数は9,613件、1985年は増加して11,048件、1986年は11,576件（人口10万人に対する割合は30.81件）になった。

起訴しうる暴行件数は1980年には3,840件に達し（1979年は3,876件）、人口10万人比で10.8件であった。1980年から1984年の年平均発生件数は4,142件であった。1985年は4,635件、1986年は4,144件である（人口10万人比で11.03件）。

強姦（刑法§168）に関しては、1965年から1969年の年平均発生件数は1,886件、年平均増加率は128件、平均7%であった。1970年から1973年では増加率が上昇して年平均163件になった。重要な変化が起こったのは1974年であった。当時、記録された強姦件数は1,996件になっていたが、それは1970年から1973年の間の増加傾向から推定によって理論的に導かれる2,664件という数字よりも25.7%も低かった。1976年以降、強姦件数はさらに減少した。1979年には1,578件、1980年には1,576件（人口10万人比で4.5件）であった。しかし、強姦は1980年から1984年の間に再び増加し、年平均発生件数は1,743件になり、1984年には2,184件を記録した。1985は減少して2,102件、1986年には1,896件（人口10万人比で5.05件）になった。

強盗件数は1962年から1973年まで増加し、年平均発生件数は約4,000件であった。件数を分析して見ると、この傾向は明らかに好ましくない方向に向かっていると結論づけざるをえない。たとえば、1976年の強盗のレベルは、1962年から1965年のレベルより66%も増加している。このような著しい量的上昇は、この現象の質的变化として認識されるべきである。1966年から1969年の強盗件数はおおむね一定していた。この間の平均件数は4,327件で、前期の平均と較べて60%高かった。平均からの年平均偏差は約87件、年平均強盗発生件数の僅か2%である。

質的な上昇は1969年に起こった。この年の記録された強盗件数は5,888件で、1965年から1968年の平均より1,561件多かった。1969年の強盗件数は1965年から1968年のレベルより36%上昇している。新しい刑法典が施行された第一年目の1970年には、強盗件数は若干（7%）減少した。

1971年には前の2年間と較べてさらに上昇した。1970年と較べた1971年の強盗件数の増加実数は1,281件であるが、それは23%の増加にあたる。

次の2年間（1972年と1973年）、強盗件数は1969年から1970年のレベルに近づき（平均5,919件）、1974年から1975年にはそのレベルより明らかに低く（平均5,254件）、11%の減少になった。この減少傾向は1976年も続き、4,906件になった。最近もこの傾向は続いている。もっとも、1980年に準強盗、強盗、恐喝は前年には

4,570件だったのに5,149件に(12.7%)増加しているということは指摘しておくべきであろう。この原因は、殺人の場合に指摘されたのと同じ要素に因る。1980年から1984年の年平均強盗件数は、6,746件に増加し、1984年には8,689件が記録された。しかし、1985年には8,511件、1986年には7,400件(人口10万人比で19.8件)と減少している。

夜盗の場合の変化については、公共の建物への夜盗と個人の建物への夜盗を分けて論じる。

1962年から1972年の期間、公共の建物への夜盗は年平均1,640件の割合、つまり7.9%の割合で増加し、1972年には20,783件に達した。1973年から1974年の期間は1969年のレベルに落ちたが、1975年には再び増加した(1973~1974年の平均に較べて15%)。

この傾向は1976年も続いた。夜盗件数は前年より4%増えた。1979年から1980年、この傾向はいく止められた。公共の建物への夜盗件数は同じレベルに落ち着いた(31,000件、人口10万人比で89件)。1980年から1984年の期間、この犯罪の年平均件数は著しく増加して44,975件になり、1984年には47,781件を記録した。しかし、1985年には45,879件、1986年には38,717件(人口10万人比で103.4件)と減少した。

個人の建物への夜盗の変化も公共の建物への夜盗で見て来た所と基本的には同じであった。ただ1977年の個人の建物への夜盗の増加率は(6%)、公共の建物への夜盗のそれ(2%)に較べて急激であった。このタイプの夜盗の増加は1980年にも見られ、1979年が36,803件であったのと較べて39,235件を記録した。1980年から1984年の期間、この犯罪の年平均件数は著しく増加して71,512件になり、1984年には93,158件を記録した。しかし、1985年には92,517件、1986年には80,177件(人口10万人比で214.1件)になった。

1970年以来、個人財産への窃盗は組織的かつ間断なく減少してきた。1970年、この犯罪は92,677件あった。1976年以来、年によって多少の変動はあったが、安定して減少している。1980年、このタイプの窃盗は63,400件あったが、1979年には63,733件であった。1980年から1984年の期間、この犯罪は著しく増加して、この間の年平均件数は84,917件に達し、1984年には97,794件を記録した。しかし、1985年には減少して84,846件、1986年には73,336件(人口10万人比で195.8件)になった。

公共の財産の盗用も1966年以来安定して減少している。1980年の件数は、1979年の51,052件に較べて48,682件(人口10万人比で137.5件)と減っている。1980

年から1984年の期間、この犯罪の年平均件数は46,728件に上った（1984年には55,153件、1985年には50,267件）。1986年は40,887件（人口10万人比で108.8件）であった。

（社会的な脅威と発生率に従った）主要なカテゴリーの犯罪の総合的分析をしてみて、1962年から1987年の期間中、それは色々な変遷をたどって来たことが解る。要約すれば、重要犯罪中、一定のカテゴリーのものには改善が見られる。しかし、このことは傷害、強盗、夜盗にはあてはまらない。

確かなことは、犯罪者の低年齢化である。平均して、約90%の犯罪者は29才以下である。少年と若年成人が犯罪を犯すケースが多い。たとえば、夜盗を犯した者のうち70%が少年と若年成人であり、窃盗では50%、強盗では55%になる。

累犯者の数は長期間高いレベルを示している。累犯者のうち約35.3%の者はしばしば強盗、夜盗、窃盗を犯す。

g. 中華人民共和国

中国は犯罪現象に関するデータを公表していない。10月と11月、私は中国を訪問した。私の評価では、その犯罪現象のレベルは高い。時々、中華日報に載る公的データでは、年に50万件の犯罪があるという。中国では1987年に12万件の重大な犯罪が犯されたが、これは前年比で25%の増加である、と公安大臣のワン・ファン氏は言っていた。

ワン氏は、人民日報とのインタビューでも、犯罪者の中には、事件が早期に解決されないで、自由奔放に振る舞っている者もあり、保安上の問題として公共の関心を引いている、と言ったと英字中華日報は一ヶ月前に伝えた。

ワン氏は、重大な犯罪の増加を経済改革と関連させて、経済改革のために金と商品の流通量が増したため、それが人々を犯罪行動へと誘っている、と言う。

彼が言うには、昨年、主要な事件の30%は無職の被釈放者が犯した。

ワン氏はまた、1983年に始められたような国家規模の反犯罪キャンペーンは行われないうえ、地方政府にはその犯罪との闘争能力を改善することが求められている、と言った。

さらにワン氏は、確かに数字の上では増加しているが、窃盗や経済犯罪を始め全般的な中国の状況は安定している、と言った。ワン氏は個々の犯罪の分析については何も示さなかった。

Ⅲ. 犯罪予防手段の評価

社会主義国家では、犯罪予防と犯罪統制には、特に犯罪防圧を任務とする機関

ばかりでなく、社会全体が関与すべきことが一般に承認されている。

社会が犯罪防圧に関与することが尋常なのである。しかしながら、社会主義国家はそれぞれ異なる発展段階にあるから、この尋常さもその条件によって異なる。過渡的な時代には、素人裁判官や警察に協力する諸機関が最も重要な役割を演じた。社会主義国家が強力になると、社会の刑事訴訟手続きへの関与の新しい形態が発展した。とりわけソビエトおよびチェコスロバキアの社会の検察官、社会の弁護士の制度、ポーランドの社会代表と補助検察官、労働者団体が犯罪と犯罪者の生活様式を議論するという東ドイツの制度がそれである。

それらは一般的に社会組織による保証が採用されている。それによってケースによっては一時的拘留を避け、ケースを裁判所に提起することなく、犯罪者に集団の教育的影響を受けさせることができる（たとえば、ポーランドの訴訟手続の条件付中断）。保証は条件付有罪判決や条件付早期釈放では重要な役割を演ずる。社会組織による保証の制度は、ソビエトでは高い地位を獲得した。特に重要なのは、受刑者と釈放者にたいする色々な形の社会的影響力である。

社会裁判所に関しては興味深い問題がある。すなわち、刑罰法規に違反するささいな行為、社会共同生活の諸原則を逸脱するが罰しない行為、および隣人間の争いについて社会の代表が決定することに関するものである。このような場合、評価は、前に述べた犯罪の社会的防圧の形態に関するものと異口同音にはいかなように思える。調停裁判所としての社会裁判所の活動は一般的には積極的に評価されているが、紛争解決に関してはなおその評価に議論の余地がある。それは特に社会裁判所による自由刑の宣告に関連する（東ドイツ）。

社会主義国家の社会裁判所は、それほど重要でない役割から（ポーランドでは作業施設の社会調停委員会だけが活発で、住宅隣保事業においてはその役割は重要でない）、ソビエトにおけるように非常に重要な役割まで（作業施設および都市地域の仲間による調停審査員団）それぞれ異なる役割を演じている。そして東ドイツでは、近年、社会裁判所が全犯罪事件の23～24%を審理しており、自由刑も宣告されている。

上記の犯罪防圧への社会的関与の形の他に、刑事訴訟手続きとは別に行われる社会的予防法が採用されている。この活動は主に墮落の脅威にさらされている子供、アルコール中毒者、寄生生活様式をとっている者、共同生活の諸原則を侵害する者、特に仕事や家庭における義務を回避しあるいは十分に果たさない者に関して行われる。

再社会化に最も重要な役割を果たすのは社会環境と作業施設である。そうした教育的刺激は、すべての社会主義国家で広範に実施されている。

1980年から1985年の間、いくつかの社会主義国家では犯罪予防にいろいろな流れがあった。その中のいくつかでは社会的予防に重点が置かれたが、それは社会の関与を通して犯罪の減少の実現をめざした複雑な活動と理解された。ここではチェコスロバキア、東ドイツ、とりわけハンガリーのような安定した刑罰政策をもった国家を挙げることができる。現在ハンガリーでは犯罪予防についての草案が用意されている。草案は、政府機関が次のような役割を果たすことを定めている。すなわち、犯罪予防にかかわるそれぞれの国家団体の活動の調整と拡大、そしてそれぞれの組織の社会的活動を創出することである。調整協議会は、社会的勢力の動員と善意の人々の積極的支援を目標にしている。

その他の社会主義国家で重要なのは、厳しい刑罰の抑圧であるとされている。このグループに入るのはポーランドとブルガリアである。この傾向はポーランドでは特に特定の刑事責任に関する法律（1985年5月10日）が施行されて以降3年間見られた。

その結果、刑罰の増加に従い、例えば素人裁判官のような刑事裁判への社会的関与もまた必然的に減少して行った。略式で簡略な訴訟手続きにおいて（法の以前の状態と較べればずっと拡大された）、刑罰は一人の職業裁判官によって宣告される。

1983年12月ポーランドでは法順守、公共の秩序、社会規律のための大臣協議委員会が設立された。その委員会が、刑法に修正を加えたのであった。この委員会は四つの小委員会からなっている。その仕事は大部分は犯罪の予防である。すなわち、社会的財産の保護を強化し、市民と秩序の安全性を高め、社会病理的現象に対処し、市民の法意識を形成することである。

Ⅳ. 結論と展望

1986年の社会主義国家における犯罪の予測をすることは極めて困難である。その理由は特にこれらの国々の経済と社会構造の変動にある。

ここ数カ月、指導党の大会は新しい発展プログラムを採択した。その実施は、犯罪を含めてネガティブな社会現象の構造と動向に対して疑いもなく大きな衝撃を与えるであろう。

社会主義国家では刑事司法の“社会化”という現象が見られる。社会はますます犯罪との闘争、その予防に組み込まれて行く。この事実はまだ犯罪の動向とも密接な関係がある。ある社会主義国家、たとえばポーランドでは、最近、（1986年）、1986年から1990年にかけて社会病理に対処することはもちろん、市民的態

度の形成、道徳的価値の強化を図るための活動方針が決定された。

ポーランド政府の社会病理問題への特別な拘わりあいには、ネガティブな現象、特に犯罪の探知とそれに対する闘争の分野への拘わり合いも含まれる。

このような状況のため、限られた範囲の展望しか述べることができない。社会主義諸国では、それぞれの社会・政治的出来事が犯罪現象の変化の方向に本質的な影響を与えうる。

訳者あとがき

本稿は、1988年5月20日に早稲田大学比較法研究所の主催で行われたポーランドのウッジ大学教授ブルノン・ホウィスト先生の講演原稿を訳出したものである。

始めに下さった原稿は、「第6回、第7回国連会議の間における東欧の犯罪動向と犯罪予防戦略、および1986年から1990年の予測」と、「ポーランドにおける犯罪の構成と変動の過程」の2本であったが、講演においては、時間の都合で、前者のポーランドについて触れられている部分で後者を話された。そこで、翻訳もそのようにした。また、冒頭に載せた「犯罪現象を評価するための枠組」は、先生の著書『比較犯罪学』の第5章の一部（中山研一監訳『比較犯罪学』ですでに翻訳されている）であるが、講演においても、総論として話されたので、その順序に従って掲載した。

ホウィスト先生は大変お話しの上手な方で、講演は英語でなさったが、質疑応答では英語とドイツ語を交えて、とても at home な雰囲気でお話し下さった。本稿では後者を掲載していないので、その雰囲気を十分にお伝えできないのが残念である。しかし、内容は、東欧各国の最近の犯罪事情についての知識を提供するものとして貴重であると思われる。

なお、先生のプロフィールなどについては、前記『比較犯罪学』の中で中山研一教授が紹介されているので、そちらを参照していただきたい。